

「盾」としてのサステナビリティと競争法と排出量取引制度

新潟大学法学部 3 年 金子史彦

I 導入

II 先行研究の共通点

III 排出量取引制度とは

IV オランダの事例

V 提案する天秤

I 導入

排出量取引の具体的内容を含む脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下、GX 推進法と呼ぶ）改正案は 2025 年 2 月に閣議決定され¹、同年 6 月に参議院において可決された²。改正案は 2026 年度から排出量 10 万トン以上の事業者に対し排出量取引制度への参加を義務付けることを定めており³、排出量取引制度の本格始動であると評価されている⁴。

¹ 経済産業省（2025）。「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました」。経済産業省. <https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250225001/20250225001.html>, (参照 2025-8-14)

² NHK（2025）。「改正 GX 推進法 参院本会議で可決 成立 排出量取引参加を義務化」.NHK. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250528/k10014818751000.html>, (参照 2025-8-14)

³ 前掲注 2

⁴ 排出量取引制度小委員会（2025）。「排出量取引制度の詳細設計に向けた検討方針」6 頁.経済産業省.

排出量取引は競争により環境に資する結果をもたらすという点で競争法と関連を有するといえる。この点につき、持続可能性に関わる事業者の行為と競争法との関係の解明は課題であるとされる。⁵

本稿では、来たるべき排出量取引制度に向けて、サステナビリティと競争法についての先行研究の成果を排出量取引という条件を付して検討することを目的とする。その中で、先行研究における議論状況を概観し（Ⅱ）排出量取引制度とサステナビリティとの関係を考え（Ⅲ）オランダでの先例を検討したのち（Ⅳ）提案する利益衡量のあり方について具体例を用いて述べる（Ⅴ）。

Ⅱ 先行研究の共通点

サステナビリティと競争法の関係について、比喩的に大きく「盾」としてのサステナビリティと「剣」としてのサステナビリティという2つの機能が想定されている⁶。

例えば、トランプ政権が提示した排出基準より厳しい基準を受け入れることに自動車メーカー4社がカリフォルニア州と合意したことが問題視された米国カリフォルニア州排ガス基準合意事件においては「盾」としてのそれが機能しえた事例であると指摘されている⁷。

一方、欧州自動車メーカー5社が自動車開発の技術開発について競争回避的な合意をしたと判断された事例において、「剣」としてのそれが機能した場合であるとされている。⁸なお、グリーン技術が絡む市場画定については、グリーン技術を理由に重層的な市場画定を行ったとされる事例⁹があるものの、その判断の理由は十分明らかにされて

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/001_03_00.pdf, (参照 2025-8-14)

⁵ 土佐和生「持続可能性と競争法・競争政策」甲南法学 62 巻 1-4 号（2022 年）115 頁

⁶ 剣と盾という語の使用について、柳武史「競争法の執行とグリーン成長との関係について —EU・米国の自動車排ガスに係るカルテル事件からの示唆—」一橋法学 21 巻 2 号（2022 年）261 頁や土田和博「持続可能な発展目標（SDGs）と経済法—総論」ジュリスト 1594 号（2022 年）が挙げられる。また、OECD, Sustainability and Competition, OECD COMPETITION COMMITTEE DISCUSSION PAPER (2020), pp. 19-20 もこの用法を用いている。

⁷ 柳武史「競争法の執行とグリーン成長との関係について —EU・米国の自動車排ガスに係るカルテル事件からの示唆—」一橋法学 21 巻 2 号（2022 年）263 頁

⁸ 前掲注 7) 251 頁

⁹ 公取委令和 3 年度企業結合事例 5 がその例である指摘するのは、柳武史「SDGs・脱炭素の観点から考慮して重層的な市場画定を行った企業結合事例—公取委令和 4・6・22 発表」ジュリスト 1584 号（2023）

いない。¹⁰

先行研究においては、「盾」としてのサステナビリティを既存の判断枠組みにどのように位置づけるか、盛んに検討されている。ここで、先行研究が提示するいくつかの考え方を紹介する。

1. 適用除外とする考え方

主に他国において用いられている考え方である。例えば、EU 競争法における適応除外要件（EU 機能条約 101 条 3 項）のうち、特に「消費者に対しその結果として生ずる利益の公平な分配を行うもの」要件について欧州委員会はガイドラインを提示しており、そこでは「その結果として生ずる利益」の解釈にサステナビリティが影響を与えるとされる。¹¹また、適用除外の判断を大臣などの政治主体に委託する考え方をとる国も存在する。¹²

なお、日本においては適用除外規定が創設される可能性は低いと指摘されている¹³。その理由として、適用除外規定にはいわゆるグリーンウォッシュの危険性があること¹⁴、歴史的に見て競争法の監視外に共同行為を位置付けることに消極的であること¹⁵などが挙げられている。

2. 競争制限効果と競争促進効果の比較衡量による考え方

公正取引委員会が公表しているグリーンガイドラインにおいて提示されている考え方であり、当該取り組みの目的の合理性、手段の相当性を勘案しつつ競争促進効果と競争促進効果を総合的に考慮するという考え方である¹⁶。現在の多数説であるとされる¹⁷。

この考え方には、競争促進効果の意義を広げすぎているとの批判を想定する意見が存在する。すなわち、競争促進効果とは従来ブランド力の向上などの要素を想定していたのであり、環境保護まで含めるのは語の範囲を拡大しているのではないかとの指摘

¹⁰ 前掲注 9

¹¹ 根岸哲「グリーン社会の実現と競争法」日本学士院紀要第 78 巻第 2 号（2023）181 頁

¹² 前掲注 5）141 頁

¹³ 例えば、柳武史「SDGs と競争法の正当化、適用除外—日本法の問題」ジュリスト 1595 号（2024）

¹⁴ 前掲注 13 ほか、土田和博「持続可能な発展目標（SDGs）と経済法—総論」ジュリスト 1594 号（2022 年）

¹⁵ 土田和博「持続可能な発展目標（SDGs）と経済法—総論」ジュリスト 1594 号（2022 年）

¹⁶ 公正取引委員会（2024）.「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定について」.公正取引委員会.

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240424_green.html,（参照 2025-8-15）

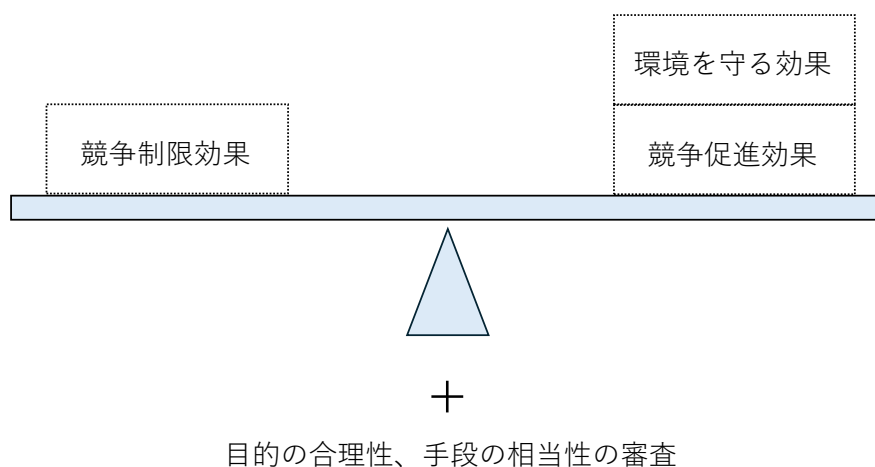
¹⁷ 舟田正之「SDGs とカルテル」立教法学第 111 号（2024）267 頁

である。¹⁸

また、この考え方については判断枠組みが不透明であるとの指摘も存在する。すなわち、競争促進効果と競争制限効果を比べる段階と目的・手段についての審査を行う段階がいかなる関係に立つのか不明確であるとの指摘である¹⁹。

なお、目的の合理性や手段の相当性要件について、既存判例（日本遊戯銃協同組合事件）とのつながりが指摘されている。²⁰

図1：グリーンガイドラインの考え方



3. 「公共の福祉」要件の判断要素として2段階審査を求める考え方

競争促進効果と競争制限効果を比べる段階と「公共の利益」要件の中で環境保護目的を検討し当該行為が許されるか判断する段階の2段階で審査を行うという考え方であり、現在は少数説であるとされる²¹。

実質的な審査内容は2説と類似するが、2説の批判点にあった競争促進効果という概念の拡大や審査順序の不透明を解決する趣旨で主張されている。

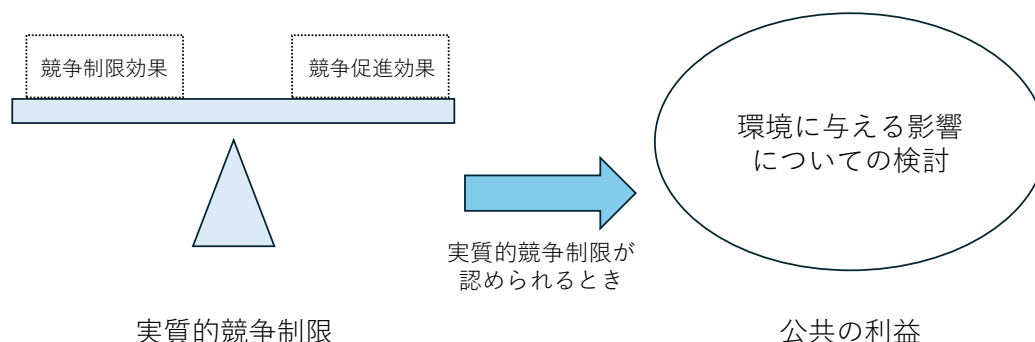
¹⁸ 前掲注 13。なお、前掲注 17) 281 頁も同様の点に注目する

¹⁹ 前掲注 17) 279 頁

²⁰ 前掲注 17) 271 頁、前掲注 13

²¹ 前掲注 17) 280 頁。なお、文献内において舟田先生はこの考え方を実質的違法性説と呼称している。

図2：少数説の考え方



1～3 説いずれの考え方にも共通する点として、環境的意義という社会公共目的を競争促進効果と同様に当該行為により得られる利益として捉え、競争制限効果と競争促進効果および環境的意義のバランスをとるという考え方は一致しているように思われる。

Ⅲ 排出量取引制度とは

上記先行研究に共通する考え方を排出量取引下で適用することを考える。そのために、排出量取引制度の利点を見る。

排出量取引制度とは、以下の制度である。すなわち、対象企業は排出枠を割り当てられその枠を超えて排出すると金銭的な制裁が加えられる。排出枠は企業間で取引することが許されるため、排出枠の価格は市場原理により決定されるという制度である²²。

排出量取引の利点について、経済学的に以下2つのことが知られている。すなわち、排出削減コストが社会全体で最小化されること²³、排出削減技術への投資が企業の最適戦略となること²⁴、の2つである。

²² 制度内容について、経済産業省（2024）。「排出量取引制度」って何？脱炭素の切り札を Q & A で 基礎から学ぶ」.METI Journal. <https://journal.meti.go.jp/p/36485/>,（参照 2025-8-15）

²³ 岡敏弘ほか（2009）「排出量取引における初期配分が効率性に与える影響」、『環境経済・政策研究』第2巻,第1号,16頁、また、西條辰義「排出権取引：理論と実験」,『フィナンシャル・レビュー』53号,28頁～57頁。

²⁴ Del Sarto, G., Leocata, M., & Livieri, G. (2024). *A Mean Field Game approach for pollution*

上記の利点は競争によってもたらされるものであり、競争と環境保護が両立する場面であるといえるだろう。

IV オランダの事例

1. 排出量取引制度下で「盾」としてのサステナビリティを主張する際の特徴

(1) 対立構造の変化とその射程

先述の通り、排出量取引は競争により環境上望ましい効果をもたらすことが知られている。この制度下での「盾」としてのサステナビリティを考えたとき、先行研究において多数説とされる考え方は変化するのだろうか。

この点につき、天秤にかけられる利益の対立構造が変化すると考える。すなわち、今までは競争制限効果と競争促進効果および環境に与える好影響という対立構造が想定されていたところ、排出量取引という条件を付すと、競争制限効果および環境に与える悪影響と競争促進効果および環境に与える好影響という対立構造が想定されるという変化である。

なぜなら、排出量取引は排出枠についての競争により環境的に望ましい結果をもたらす制度であるところ、その競争を制限することでコスト最小化という望ましい結果が害されるからである。

もっとも、当該取り組みが排出量取引制度を害することで環境に与える悪影響という要素が想定されるのは、排出枠の競争について競争制限効果が問題となる場合のみであるところ、排出枠に関係ない環境保護目的行為の場合は対立構造の変化は及ばされないであろう。例えば、先述した米国カリフォルニア州排ガス基準合意事件に排出量取引という条件を付しても、当該合意は排出枠の競争に影響を及ぼさない²⁵から、排出量取引を害することはない。よって、当該合意が排出量取引制度を害することで与える環境への悪影響という要素は想定されず、ゆえに、対立構造の変化は発生しないと考えられる。つまり、対立構造の変化は排出枠についての競争を害する恐れがある場合でのみ行われるべきである。

例えば、排出枠の競争に制限的效果を及ぼす可能性がある行為の例として、競争者間で自社のエネルギー効率的な生産方法に関する共同研究を実施することや環境効率的技術を持つ企業との OEM 契約などが挙げられるのではないか。以下において、排出枠についての競争に直接かわる場合のみを念頭におく。

(2) 対立構造の変化が起きた場合の判断枠組み

① 素朴な考え

競争制限効果および排出量取引制度を害することに由来する環境への悪影響と競争促進効果および当該取組が環境に与える好影響という対立構造になったとして、そこからどのように審査を進めるべきか。

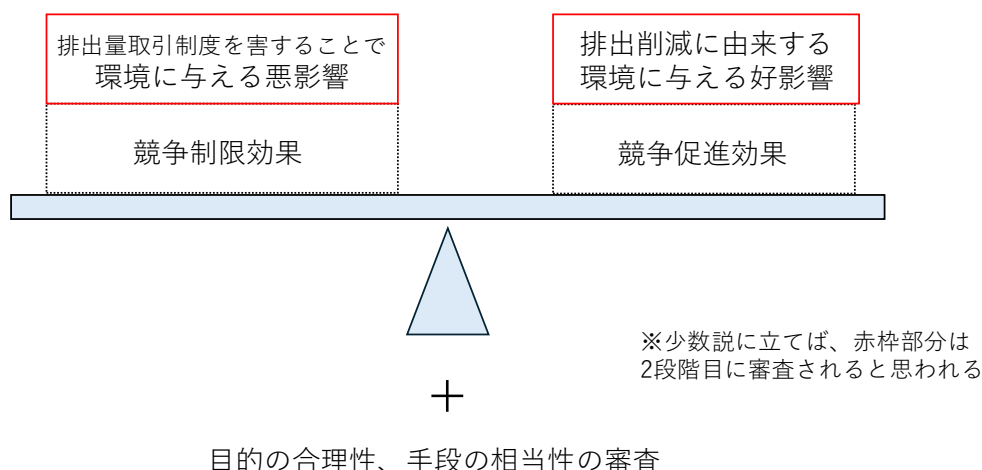
先行研究の共通した考えにならうのであれば、以上の対立構造を天秤に乗せ、判断を

regulation of competitive firms. arXiv. <https://doi.org/10.48550/arXiv.2407.12754>.

²⁵ この点につき、排出量取引に含めるべき範囲によって評価は変わりうる。現時点では、制度対象者が直接排出したもののみが対象となっているため、最終消費者の排出削減は排出枠の競争と少なくとも直接にはかかわらない。前掲注 4) 17 頁参照。

進めるべきことになる。すなわち、競争制限効果と競争促進効果の衡量に加え、当該行為が排出量取引制度下で及ぼした悪影響とそれ以外の場面で及ぼす好影響の衡量を行い、目的・手段も勘案する。これをもって競争法上許されるか否かを決するという判断の流れになると思われる。Ⅱ－３説に立てば、この比較衡量を２段階に分けて行うことになるだろう。

図3：素朴な考え図示



②排出量取引制度に言及された先例

ここで、サステナビリティと競争法の問題提起が最初に行われた事案²⁶、すなわちオランダで発生した5つの石炭火力発電所を閉鎖する計画に係る複数の電力供給会社間の協定が問題となった事案を見る。この事案において、オランダ競争当局は、「この結論に至る1つのポイントに、5つの石炭火力発電所閉鎖に伴うCO₂排出量削減の可能性に関わり、当該取引に係る提案では当該排出権はCO₂排出権として欧州市場の他の場所で用いることができる、つまり排出量自体は削減されず他の場所に単に移転させるだけである」と意見を述べている²⁷。この特性は waterbed effect として知られて

²⁶ 前掲注11) 178頁

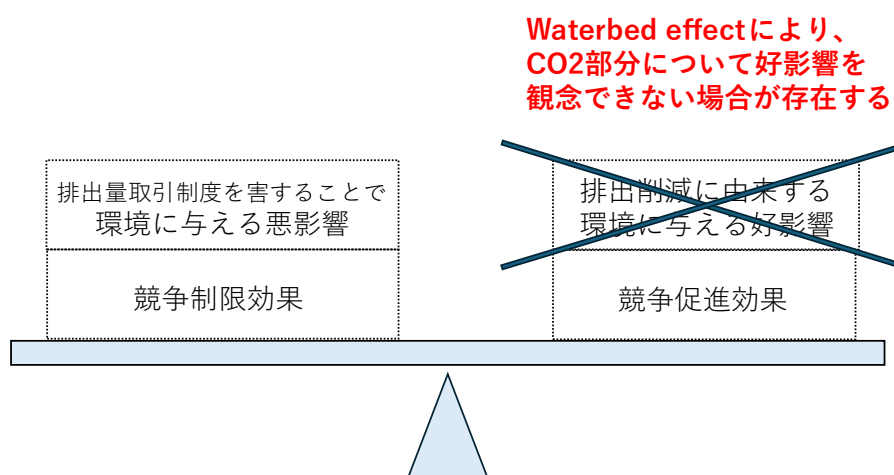
²⁷ 鍵括弧内について、前掲注5) 153頁より翻訳文を引用した。なお、もとの文は「One aspect that plays a role in that conclusion is the issue of possible reduction of carbon dioxide (CO₂) emissions, claimed to be the result of closing down those five coal power plants. In the current proposal, this claim is cancelled out by the fact that these emission rights can be used elsewhere on the European market for CO₂ emission rights. Emissions are thus not reduced but are merely transferred elsewhere.」である。ACM (2013) .「ACM Publications: deal over closing down coal power plants harms consumers」.ACM.
<https://www.acm.nl/en/publications/publication/12046/ACM-deal-over-closing-down-coal-power-plants-harms-consumers>, (参照 2025-8-16)

おり²⁸、排出枠を廃棄する（cancel）仕組みがなければ発生するとされている²⁹。

つまり、排出枠の需給を調整する仕組みがなければ、排出量取引制度という条件を付すとき、当該行為がもたらす環境への好影響が排出量取引制度の対象である CO2 部分について打ち消されることを示唆している。

GX 推進法改正案においても、制度の対象となるのは CO2 排出のみであるから³⁰、CO2 削減により与える環境への好影響という要素を想定できないと思われる。

図3：オランダ電力会社事例の示唆



③日本における排出量取引制度の内容とに基づく考察

閣議決定された GX 推進法改正案において、排出枠の cancel についての規定はない。しかし、制度設計者は投資の予見可能性確保を目的として排出枠の下限価格を設定することを検討しており³¹、これが明文化されれば事実上の cancel が発生する可能性があるだろう³²。この現状を踏まえ、cancel が発生している時とそうでないときに場合分

²⁸ Böhringer, C., & Rosendahl, K. E. (2022). Europe beyond coal – An economic and climate impact assessment. *Journal of Environmental Economics and Management*, 113, 102658.

²⁹ 前掲注 28) 2 頁

³⁰ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 32 条

³¹ 内閣官房 GX 実行推進室 (2024)。「GX 実現に資する排出量取引制度の

検討の方向性」.経済産業省.

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/006_04_00.pdf, (2025-8-16)

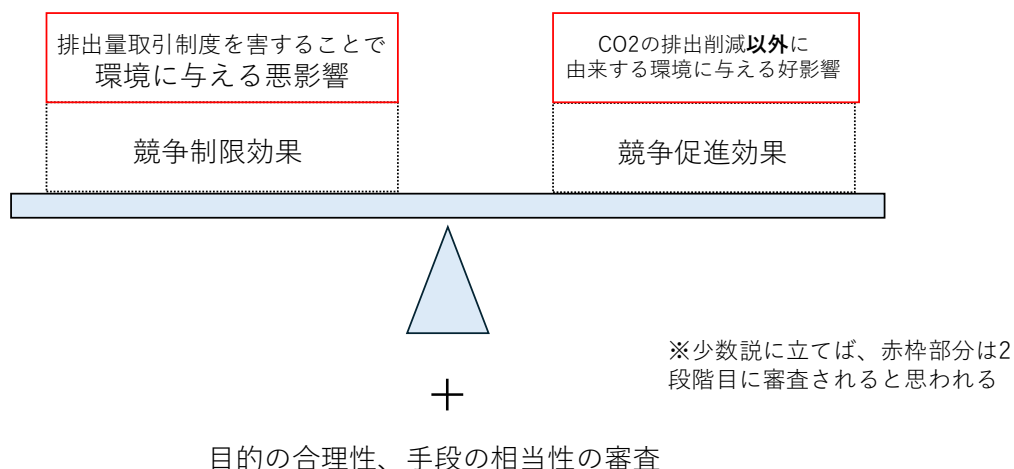
³² Burtraw, D., & Themann, M. (2018). *Pricing Carbon Effectively: Lessons from the European*

けして検討する。

(i) cancel がないとき、すなわち waterbed effect が発生しているとき

このとき、当該行為がもたらす環境保護的效果は CO2 由来の部分について存在しないと主張できるのだから、判断枠組みは競争制限効果および排出量取引制度を害することによる環境侵害的效果と競争促進効果および CO2 以外の部分に由来する環境保護効果との衡量になる。

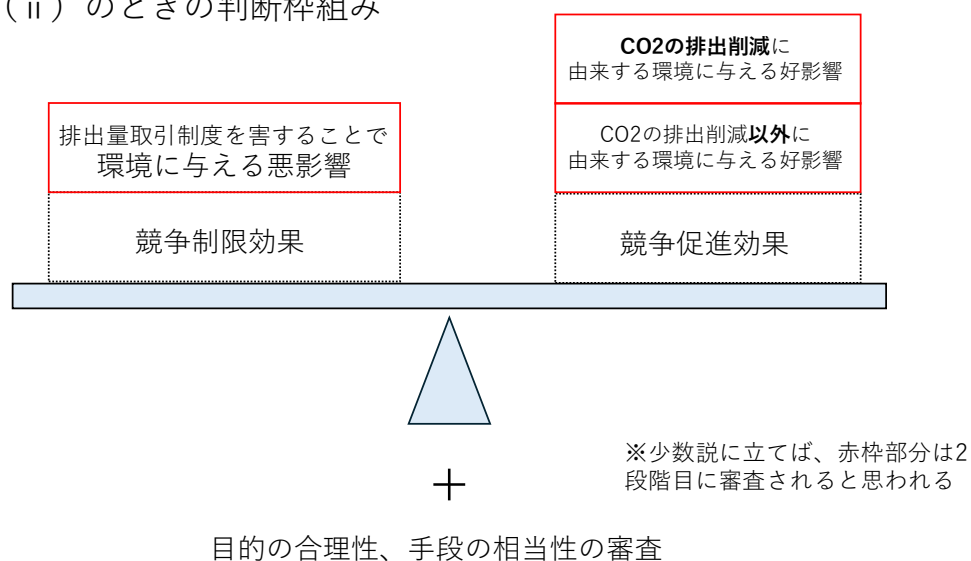
図5：(i) のときの判断枠組み



(ii) cancel があるとき、すなわち waterbed effect が発生していないとき

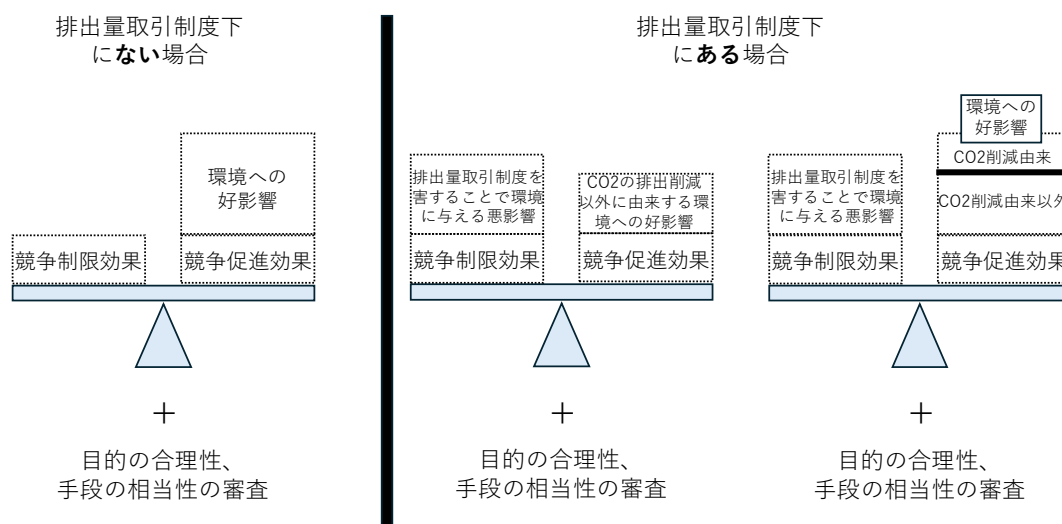
このとき、当該行為がもたらす CO2 削減による環境保護的效果を観念できるため、判断枠組みは競争制限効果および排出量取引制度を害することによる環境侵害的效果と競争促進効果および CO2 排出削減に由来する環境保護的效果および CO2 以外に由来する環境保護効果との衡量になる。

図6：（ii）のときの判断枠組み



どちらの場合においても、排出量取引制度を害することによる環境侵害効果は当該行為を許さない方向に力を与える要素として機能している。ここから排出量取引制度という条件を付さない場合に比べ、「盾」としての機能は弱まるといえるだろう。

図7：判断枠組み比較



V 提案する天秤

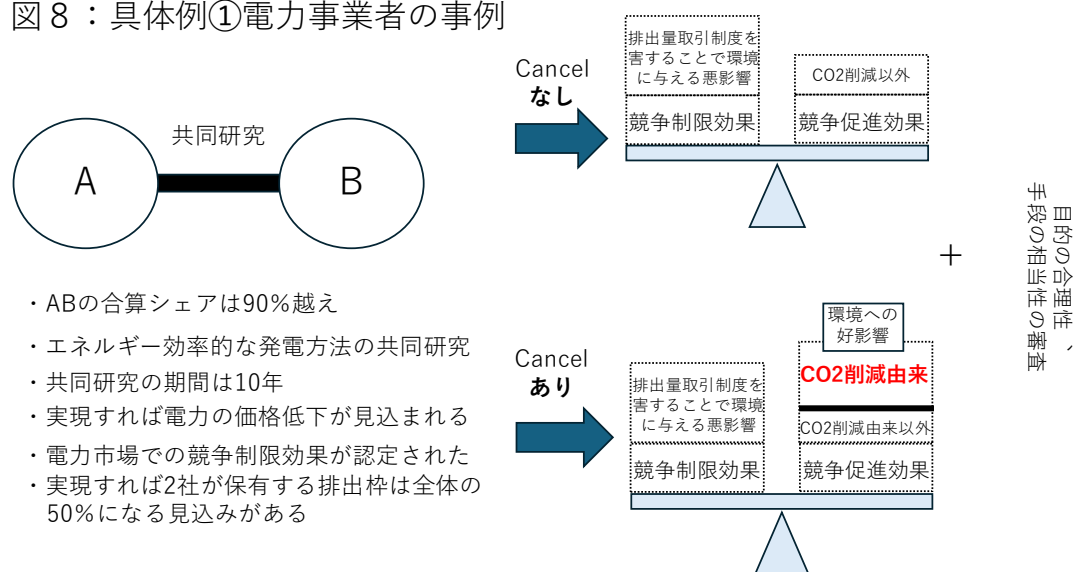
以上の議論は、排出量取引制度下において環境保護を目的とする共同行為の正当化を検討する際、環境に与える影響を具体的に検討する必要性を示唆している。

例として、思考実験の域を出ないが、国内電気市場において 90%以上の合算シェアを持つ電気事業者 2 社がエネルギー効率的な製造方法に係る技術開発について 10 年を超える共同研究を実施することに合意した場合を考える。加えて、結合の程度が著しいとして共同研究による国内電気市場での競争制限効果が認められたとし、他方でエネルギー効率的な技術により焼却設備の耐用年数が増加し、電力価格の低下も見込まれるとする。また、技術が実用化されることで当該 2 社が保有する排出枠の量が全体の 50%を占める見込みがあるものとする。

このとき、当該共同研究が与える環境への好影響は CO2 に由来する影響が大きいと考えられるところ、排出枠の cancel がなければ CO2 に由来する環境保護効果がなかったことになってしまう。つまり、当該共同研究を正当化する力が排出量取引制度により弱められる。

なお、排出枠の cancel が起こりうる制度設計が実現されているとき、排出枠の総量に変化することとなる。よって、このときは cancel された排出枠の部分について CO2 削減由来の環境への好影響を勘案することができる一方、排出枠の総量が減少することにより他の事業者が被る影響についても考慮しなければならなくなるであろう。

図 8：具体例①電力事業者の事例



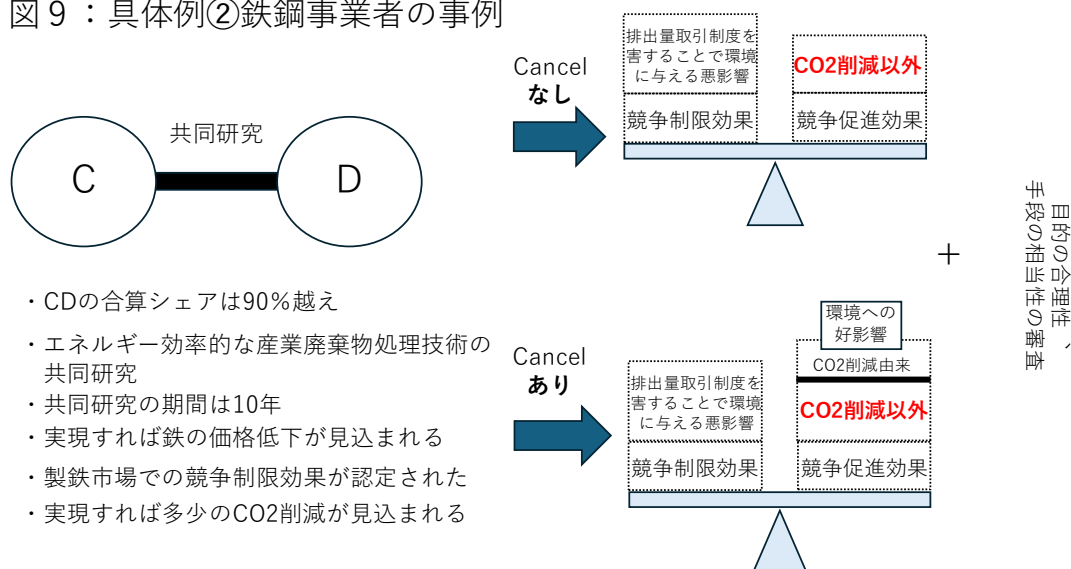
一方、例えば国内製鉄市場において 90%以上の合算シェアを有する鉄鋼事業者 2 社がエネルギー効率的な産業廃棄物処理技術について 10 年を超える共同研究の実施に合意した場合を考える。加えて、新規参入が困難になるなどの競争制限効果が認められたとし、一方で廃棄物処理の効率化によりリサイクルに回せる廃棄物の量が増えたためコストの回収が容易になり、鉄の価格が下がることが見込まれるとする³³。さらに、研

³³ 2020 年において、電気 ガス・熱供給・水道業者の産業廃棄物排出量が全産業の 26.6%を占めていたことから、環境保護に資する程度が他の観点に比べ分かりやすいと判断しこの事例を考えた。参考：環境省（2023）。「産業廃棄物の排出及び処理状況等（令和 2 年度実績）について」.環境省. https://www.env.go.jp/press/press_01385.html, (2025-8-16)

究の実用化により、多少の CO2 削減も実現されるとする。

このとき、当該共同研究が与える環境保護効果は CO2 削減だけではなく産業廃棄物削減に由来する効果も大きいと考えられるところ、当該共同行為の環境保護効果は排出量取引制度の waterbed effect によって否定される程度が少ない。つまり、当該共同研究を正当化する力が排出量取引制度により弱められるものの、CO2 削減を主な効果とする場合に比べ正当化する力は強くなる。

図 9：具体例②鉄鋼事業者の事例



このように、排出量取引制度が CO2 のみを対象とすることから、制度に由来する様々な効果は CO2 部分のみに限定される。しかし、環境への悪影響は CO2 のみにより引き起こされるものではないところ、排出量取引下で環境保護効果を判断する際には、CO2 に由来する好影響とそれ以外に由来する好影響を具体的に検討することが求められる。

今後の展望

以上において述べた排出量取引制度と競争法における「盾」としてのサステナビリティの関係について、一貫して重要であるのは環境への影響を説明できることであると考える。この点につき、例えば排出量取引制度での競争制限が制度全体に与える影響を検討する先行研究³⁴や、排出枠が金融商品に似た法的性質を持つことに注目し排出枠の価格を環境価値の検討に活かすことを考えると、金融商品の価格についての先行研

³⁴ 筆者は完全には理解できないが、例えば、Beccarello, M., & Di Foggia, G. (2023). Emissions trading system: bridging the gap between environmental targets and fair competition.

究に習熟していくことが求められると考えられる³⁵。そして、排出量取引制度に与える影響の算定などは制度設計者が担うべき役割であるとも考えられ、加えて排出量取引制度は負の価値を持つ財の市場を作るという思想に基礎を置く制度であることも鑑みれば、排出量取引制度下における競争法上の審査について、当局間での情報共有がより重要になるだろう。

今後の展望として、排出量取引市場それ自体を経済法的に分析することも興味深いことを述べておく。特に市場画定において、排出枠市場と製品市場の関係性については研究の素材を蓄積する必要があり、今後のさらなる専門的研究が求められる

³⁵ この点につき、前掲注 5) 167 頁は様々な文献を紹介している。